

◎新潟県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社 やさしい手	東京都目黒区大橋2-24-3	やさしい手上越定期巡回訪問介護事業所	上越市木田1-1-15	訪問介護	H29. 5. 1
株式会社 やさしい手	東京都目黒区大橋2-24-3	やさしい手上越定期巡回訪問介護事業所	上越市木田1-1-15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	H29. 5. 1
株式会社 ほーぷ	糸魚川市大字須沢3041	訪問看護フロー	糸魚川市大字須沢2970レオネクストブルーオーシャン102号室	訪問看護	H30. 7. 1
株式会社 ダイキョウ	加茂市学校町7番18号	たがみの里ケアプランセンターかも	加茂市学校町7番18号	居宅介護支援	H29. 8. 1